

# 令和5年度 大津市立富士見小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、富士見小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、富士見小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

## 目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
  - (1) いじめの未然防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置
  - (1) 役割
  - (2) 構成員
  - (3) 関係する校内委員会等との連携
  - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
  - (1) 基本方針、年間計画の見直し
  - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画
- 5 その他（資料等）

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切に、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

### ① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営委員会が主体となり、いじめ防止を呼びかける取り組みを企画する。</li><li>・生活委員会が昇降口や校内で、朝のあいさつ運動やくつ箱の点検をする。</li><li>・運営委員会と生活委員会がタイアップし、地域も巻き込んだあいさつ運動を企画する。</li></ul>
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営委員会が、今年度の学校のスローガン作りを行い、いじめ防止啓発月間に取り組むを行う。</li><li>・いじめ防止に向けて各学級で活動する。（人権に関する標語作り・ポスター作成等）</li></ul>

② 子どもに対する教育・啓発（コロナの感染状況により変更あり）

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝のさわやか読書や担任以外の教員、図書委員による読み聞かせ活動をする。</li> <li>・6月と10月には、命の尊さや思いやりに関する道徳の授業を実施する。</li> <li>・11月の参観日には、全学級で道徳の授業を公開し、保護者にも啓発していく。</li> </ul>
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳では、個性の伸長、親切・思いやり、よりよい学校生活・集団生活の充実を重点項目として扱い、道徳の学習と生活や体験をつなげ、自尊感情を高めたり、自他ともに認め合える人権感覚を醸成したりしていく。</li> <li>・互いのよさに目を向け、相手を思いやる言葉遣いや行動を大切に、互いに高め合える集団づくりを推進する。</li> </ul>
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動や話し合い活動を通して、自発的・自治的な力を育む。</li> <li>・外部講師などの協力を得ながら、子ども自身の力を高める教育をすすめる。</li> </ul>
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲストティーチャーによる出前授業などを計画・実施し、学習の機会を設ける。</li> </ul>
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペア学習やグループ学習など、聞き合い、話し合う学習を通して、互いの考えを尊重し合いながら学び合おうとする態度を育てていく。</li> <li>・学級活動でも、互いの意見を大切にしながら、話し合おうとする態度を育む。</li> </ul>
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止啓発月間では、委員会を中心に子ども主体の取り組みを実施する。</li> <li>・人権週間では、人権やいじめに関わる標語づくりやポスターづくり等に取り組む。</li> </ul>
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異学年で、遊びや学習発表の計画を立て、交流をする。</li> <li>・5年生児童と5歳児との5・5交流を行う。</li> </ul>
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の情報や教室での学習、携帯・スマホ教室などの出前授業などを通して、情報モラル教育を進めていく。</li> </ul>

### ③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師の協力を得ての校内研修や伝達講習など、いじめ対策に関する研修を実施する。</li> <li>子ども支援コーディネーターを中心に、定例のいじめ対策委員会や生徒指導・教育相談との連携を図り、情報を共有する。</li> </ul>
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初に校内研修を行い、基本方針を周知し、体制を整える。保護者にも学校だより等を通じて、子ども支援コーディネーターの役割等を周知する。</li> </ul>
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを含む問題行動に対する対応について周知徹底し、迅速な組織対応ができるようにする。</li> <li>いじめ対策会議用紙を活用し、迅速な情報共有と組織対応をする。</li> </ul>

### ④ その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>月末には、複数教員で学年児童の様子を振り返る。</li> <li>「子どもを語る会」を実施し、気にかけていきたい児童の情報を全職員で共有し、児童理解を深める。</li> <li>学年で授業交換を行い、学年全体の児童理解をすすめる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月第2木・金曜日を「ハートの日」とし、長休みと昼休みに教育相談担当が相談を受ける日とする。</li> </ul>

#### (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の

利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期に1回の生活アンケートを行い、複数で点検する。</li> <li>・それをもとにして個別の教育相談を実施する。(6月・10月・2月)</li> </ul>
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週金曜日の定例いじめ対策委員会で、1週間を振り返り、情報を集約する。</li> <li>・いじめ対策委員会で、情報集約を行い、必要な場合は指導方針や支援内容等を検討し、組織対応に活かす。</li> </ul>
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援コーディネーターや生徒指導担当などが協力して、休み時間や登下校の様子を見守る。</li> <li>・教務等による授業中や休み時間、放課後の見守り活動をする。</li> </ul>
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での授業交換による児童理解や学年・学校全体での児童の見守り・情報共有に努める。</li> <li>・学期に1回の担任による教育相談や月2回のSCによる教育相談、教育相談担当者による月2回の相談日を設定する。</li> </ul>
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級通信や週予定表などを配布し、学級での様子が家庭に伝わるように努める。</li> <li>・日頃から必要に応じて電話連絡、家庭訪問、学校での懇談をして、家庭と連携を取るよう心がける。</li> <li>・特に欠席のあったときには子どもの様子をしっかりと把握する。</li> </ul>
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンやスマホの扱い方について、学校と家庭で共通して指導ができるように保護者にも携帯・スマホ教室を公開し、学校だより等への掲載や保護者懇談会などを通じて共通理解を図る。</li> </ul>



## ② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの疑いが報告された時点で、関係教職員が集まり、いじめ対策委員会を開催し対応を検討する。</li> <li>・ 毎週金曜日放課後にいじめ対策委員会を必ず開く。その会で話し合われた内容は、その後の学年会で全員に伝わるようにする。</li> </ul>
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園や保育園、中学校との情報交換を行い、連携を図る。</li> <li>・ 毎週金曜日のいじめ対策会議で学年の代表と教務、管理職で情報共有をする。</li> </ul>

## ③ その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月第2木・金曜日を「ハートの日」とし、長休みと昼休みに教育相談担当が相談を受ける日とする。</li> </ul>

### (3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

## ① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・ いじめやいじめの疑い事案が発見された場合、学年の教員へ報告し、対応を検討する。また、生徒指導、子ども支援コーディネーター、教務、管理職と迅速に情報共有し、直ちにいじめ対策委員会を開き、事案の事実確認を行い、指導の方針、支援内容等を決定し、複数で対応していく。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・ 複数の教員で見守る体制を組み、いじめを受けた子どもの様子や関係する児童の関係性の変化等を細やかに見取り、支援する。 ・ 必要に応じ、SC等の専門家と連携して、心の回復支援につなげる。
c	ネット上のいじめへの対応	・ 家庭との連携・協力を得ながら、ネット上においての状況をできるだけ把握する。 ・ 状況に応じて、保護者の確認とともに、いじめにかかる内容（画像・トーク履歴・グループ等）を削除する。 ・ 情報モラルについての指導をする。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・ 速やかに聞き取りやアンケート調査を実施し、情報を集める。また、必要に応じて関係機関と連携し、対応する。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・ 事実確認できたことや指導内容や方針、今後の支援について保護者へ伝える。また、加害の保護者へも速やかに状況を伝え、指導の様子を知らせ、事案解決に向けて保護者と連携を図る。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

### (1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任および担任とします。

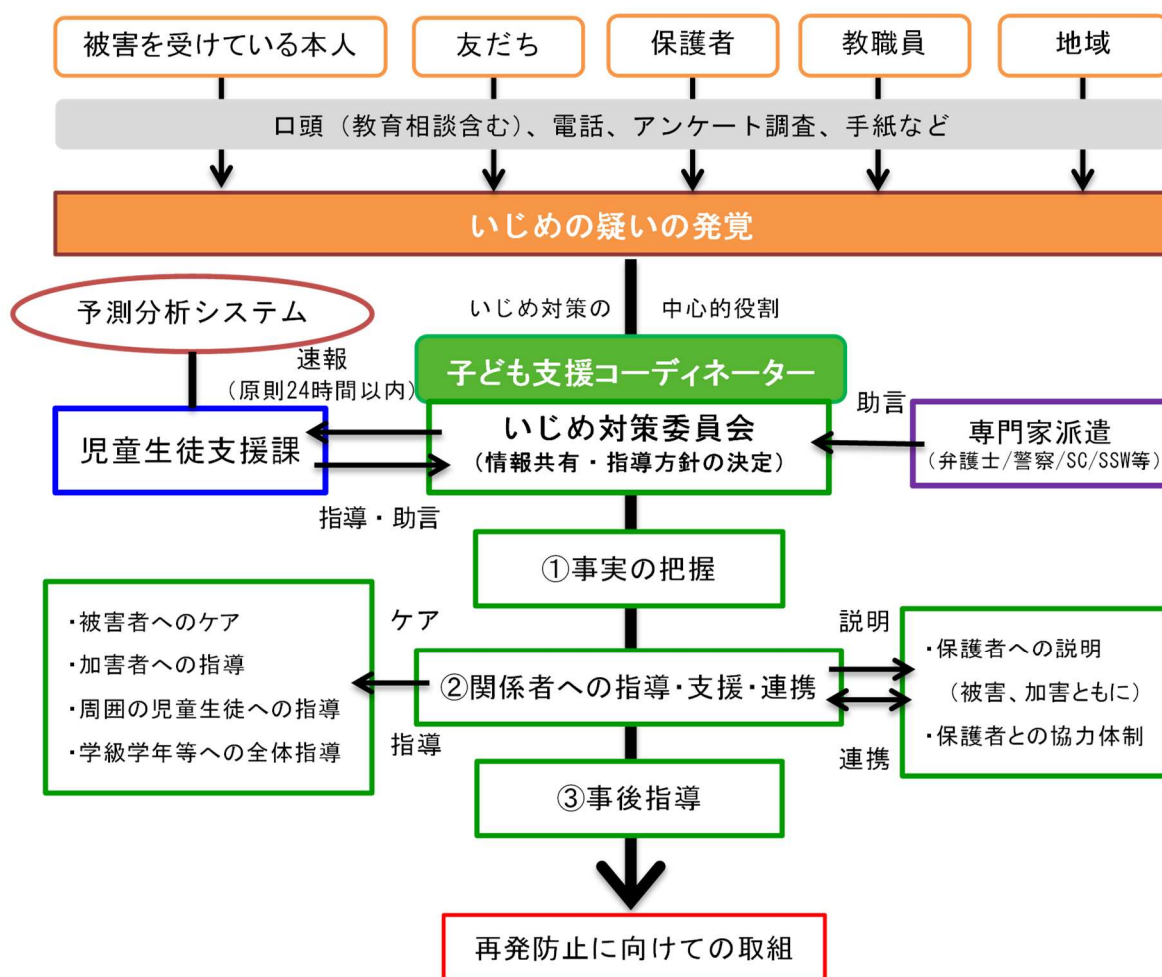
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、人権教育推進委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。



### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

#### (2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

### 4 いじめ防止等に向けた年間計画（コロナの感染状況によって変更あり）

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 保護者個別懇談会（②・④） いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	いじめリーフレット使用
5	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③）	
6	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・④） アンケート調査・教育相談（児童個別面談①・②・③） 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会（④）	・委員会活動を中心にした取組の実施
7	1学期末学級懇談会（④）	
8	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） 児童に関する情報交換（②・③）	
9	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③）	
10	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・④） アンケート調査・教育相談（児童個別面談）（①・②・③）	・委員会活動を中心にした取組の実施
11	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 参観日による全学級一斉道徳の授業公開、および懇談会（①） 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会（④）	
12	保護者個別懇談（②・④）	
1	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	
2	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） アンケート調査・教育相談（児童個別面談）（①・②・③） 学年末学級懇談会（④） 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会（④）	
3	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 新年度に向けて	

年間を通じて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝のあいさつ運動、くつ箱チェック (①・②)</li> <li>・子ども支援コーディネーターによる学級支援 (①・②・③)</li> <li>・週1回いじめ対策委員会 (①・②・③)</li> <li>・毎月2回ハートの日を設定 (①・②)</li> <li>・每学期1回、巡回教育相談の日を設定 (①・②・④)</li> <li>・緊急対策会議 (③・④)</li> <li>・月2回程度スクールカウンセラーによる教育相談 (①・②)</li> <li>・いじめ未然防止プロジェクト「富士見ど～ん!!」の実施 (①・④)</li> </ul>	
--------	--	--

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

## 5. その他 (資料等)

令和5年度

### 富士見小 ストップいじめアクションプラン ～ いじめの未然防止、早期発見・早期対応 ～

楽しさ感じる  
学校の創造

よく考え、実行する子  
やさしく、助け合える子  
くじけず、がんばる子

一人ひとりの子どもが大切にされ、いじめのない学校

子どものアクション

◎いじめのない明るい学校づくり

- (児童会や委員会による主体的な取り組みを推進する)
- ・進んであいさつをする。
  - ・掃除を一生懸命する。
  - ・友だちと仲良くする。
  - ・正しい言葉遣いをする。
  - ・自分がされて嫌な事はしない。
  - ・悩んだときは誰かに相談ができる。

家庭や地域と連携したアクション

- ・保護者や地域の方対象にいじめに関する調査をする。
- ・学校だより等で、いじめの取り組みについて知らせる。(全家庭、スクールガード、自治連合会配布・全区の地域回覧)
- ・学校運営協議会でいじめの取り組みについて協議する。
- ・家庭や地域で「いじめ早期発見チェックリスト」等を活用し、地域ぐるみで子どもを見守る月間の設定をする。

キーワード  
ほめる・はげます  
・支えあう

## 教職員のアクション

◎「一人ひとりの子どもが大切にされ、いじめのない学校」作り（未然防止）に向け、共通理解・共通実践を行う。

- ・「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守る。」ということを経童、保護者、地域の人に宣言する。
- ・豊かな人間関係を育む力を培い「正義」と「思いやり」の気持ちを育むよう年間指導計画を立てる。
- ・いじめや差別を絶対に許さないという事を、日常の教育実践の基本とする。
- ・授業や学級活動等を通じて、「自己有用感」「安心できる居場所」「互いを認め合う絆」を育む。

◎いじめの早期発見・早期対応に努める。

- ・「悩みや相談をしっかりと聴く」ことを中心に組織的な教育相談体制を充実させる。
- ・些細な変化を見逃さないよう、昼食時や休み時間等において子どもとのふれあいを深め、信頼関係の構築に努める。
- ・いじめが見過ごされないよう、年に3回児童へのアンケートを実施し、それとともに教育相談週間を設定して児童一人ひとりの悩みを把握できるようにする。
- ・いじめが発見された場合は、緊急いじめ対策委員会を開き、早期に組織的で計画的な対応にあたる。

◎研修の充実と生徒指導・教育相談体制の強化を図る。

- ・「報告」「連絡」「相談」を校内で十分に機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。毎週、いじめ対策会議を持ち、情報共有する。
- ・児童や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修を重ねる。
- ・信頼される教師を目ざし、人間的魅力や指導力を身につけるよう教員自らが努力する。また、ホームページや学校だより等で、いじめ問題の取り組みを発信する。年間数回の研修会を持つ。



### 現状（課題）

- ・正しいことを主張する強さとまわりを気遣う思いやりに満ちた学校や学級集団に、まだ十分に高まっていない。
- ・教職員の感性を磨き続ける必要がある。